

社会復帰促進等事業に関する令和3年度評価の令和5年度概算要求への反映状況（概要）

＜令和3年度評価の令和5年度概算要求への反映状況について＞

- 1 (1) D評価の事業で、増額要求を行っているもの (1事業)
- ・ 令和3年度—20 職場における化学物質管理促進のための総合対策 (※1)
- (2) D評価の事業で、減額要求を行っているもの (1事業)
- ・ 令和3年度—32 女性就業支援・母性健康管理等対策費
- ※1 要求額について、事業番号18「じん肺等対策事業」で実施していた一部事業を統合したため、全体としては増額となっているが、当該事業の既定経費は減額している。
- 2 (1) C評価の事業で、増額要求を行っているもの (0事業)
- (2) C評価の事業で、減額要求を行っているもの (3事業)
- ・ 令和3年度—16 安全衛生啓発指導等経費
 - ・ 令和3年度—17 職業病予防対策の推進
 - ・ 令和3年度—43 個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業
- 3 (1) B評価の事業で、増額要求を行っているもの (4事業)
- ・ 令和3年度—13 労災特別介護施設運営費・設置経費 (※2)
 - ・ 令和3年度—31 家内労働安全衛生管理費 (※3)
 - ・ 令和3年度—35 労働災害防止対策費補助金経費 (※4)
 - ・ 令和3年度—36 産業医学振興経費 (※5)
- (2) B評価の事業で、減額要求を行っているもの (4事業)
- ・ 令和3年度—7 労災疾病臨床研究事業費補助金事業
 - ・ 令和3年度—19 職場における受動喫煙対策事業
 - ・ 令和3年度—38 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し
 - ・ 令和3年度—44 雇用労働相談センター設置・運営経費
- ※2 施設運営費について、近年の人件費の増加や、経年劣化に係る備品更新により増額している。
- ※3 新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の改善を加味し、対面指導を増加させるべく増額している。
- ※4 新規補助事業の増額によるもので当該事業の既定経費は減額している。
- ※5 所要の見直し等により経費は削減しつつも、令和5年度完成予定となっている産業医科大学の産業医養成施設（急性期診療棟）に係る建設費及び機器整備に係る経費等が増額したため、全体として増額している。
- 4 (1) A評価の事業で、増額要求を行っているもの (8事業)
- ・ 令和3年度—2 義肢等補装具支給経費
 - ・ 令和3年度—4 社会復帰特別対策援護経費
 - ・ 令和3年度—14 労災診療被災労働者援護事業補助事業費
 - ・ 令和3年度—15 過労死等援護事業実施経費

- ・ 令和3年度－23 メンタルヘルス対策等事業
- ・ 令和3年度－26 建設業等における労働災害防止対策費
- ・ 令和3年度－30 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等
- ・ 令和3年度－40 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

(2) A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの (22事業)

- ・ 令和3年度－1 外科後処置等経費
- ・ 令和3年度－3 特殊疾病アフターケア実施費
- ・ 令和3年度－5 CO中毒患者に係る特別対策事業経費
- ・ 令和3年度－6 独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費
- ・ 令和3年度－8 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費
- ・ 令和3年度－9 労災就学等援護経費
- ・ 令和3年度－10 労災ケアサポート事業経費
- ・ 令和3年度－11 休業補償特別援護経費
- ・ 令和3年度－12 長期家族介護者に対する援護経費
- ・ 令和3年度－18 じん肺等対策事業
- ・ 令和3年度－21 産業保健活動総合支援事業
- ・ 令和3年度－22 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
- ・ 令和3年度－24 治療と職業生活の両立支援事業
- ・ 令和3年度－25 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費
- ・ 令和3年度－27 第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）
- ・ 令和3年度－28 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業
- ・ 令和3年度－29 機械等に起因する災害防止対策費
- ・ 令和3年度－34 外国人技能実習機構に対する交付金
- ・ 令和3年度－37 未払賃金立替払事務実施費
- ・ 令和3年度－39 テレワーク普及促進等対策
- ・ 令和3年度－41 中小企業退職金共済事業経費
- ・ 令和3年度－42 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費

社会復帰促進等事業に関する令和3年度評価の令和5年度概算要求への反映状況

【D評価の事業で、増額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和5年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年 度 PDCA 評価番号	令和3年 度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
20	20	D	職場における化学物質管理促進のための総合対策	事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、自律的な管理に必要な人材育成のための教材等の開発及び講習会の開催等を行う。	<p>令和3年度においては、目標のうちモデルラベル・SDSのアクセス数について、令和元年度及び2年度の特定の期間に海外からのアクセスが集中したこと等の外的要因で増加したアクセス数の実績をもとに目標を引き上げたことにより、目標未達成となったものである。令和4年度以降は、本事業においてモデルラベル・モデルSDSなど化学物質管理支援ツールの作成は行わない(独立行政法人労働者健康安全機構運営交付金で行う)こととしたので、目標を見直し、講習会における満足度及び相談窓口における相談件数を新たな指標とした。</p> <p>本事業においては、令和4年度から既に事業内容及び予算規模の見直しを行っており、令和3年度予算額613,365千円に対して令和4年度予算額は312,568千円となっている。令和5年度概算要求においては、令和4年度に個票番号18「じん肺等対策事業」で実施していたフィットテスト測定機器の購入費の補助・呼吸用保護具の買取試験を当事業に統合したため全体としては増額となっているが、既存事業については執行状況等を踏まえ所要額を精査し、削減としている。</p>	312,568	389,097

職場における化学物質管理に関する総合対策

令和5年度概算要求額 389,097千円 (312,568千円) ※ ()内は前年度当初予算額
 労災勘定389,097千円 (312,568千円)

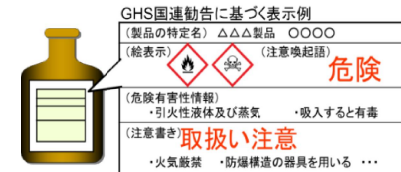
労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

労働者の健康障害防止対策に係る新たな化学物質規制の令和5年度及び6年度の施行及び今後の規制対象物質の拡大に向け、業種毎の事業者によるばく露防止手法をまとめたガイドライン等の作成・周知による支援、化学物質を管理する者等に対する講習会の実施、相談窓口の設置等の整備により、適切な化学物質管理の支援及び促進を図る。

【新たな化学物質規制の概要】

有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるというこれまでの仕組みを、**国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み（「新規制」という。）**に見直す。



2 事業の概要・スキーム

1 化学物質の自律的管理のための情報の活用促進（一部新規）

リスクアセスメント等へのラベル・SDSの活用及び適切な作業環境の維持改善を促進するため、ラベル・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の設置、化学物質管理専門家による訪問相談の実施、また、新規制の定着状況の把握のため、事業場を対象とした実態調査等を行う。

2 保護具の適切な選定、着用等の促進（新規）

- 皮膚障害のおそれがある物質を取り扱う際に保護具の着用が義務づけられるため、適切な保護具の選択基準の策定等を行う。【フィットテスト測定機器】
- 作業環境管理専門家が、現場において適切に助言、指導等を行うためのマニュアル等の作成及びマニュアル等が実施可能なものか検証を行う。
- 作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関のうち、フィットテスト用測定機器を購入する際、機器購入費の補助を行う。
- 国内市場に流通している型式検定に合格した呼吸用保護具について、構造規格を具備しているか試験を行う。



社会復帰促進等事業に関する令和3年度評価の令和5年度概算要求への反映状況

【D評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和5年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
32	32	D	女性就業支援・母性健康管理等対策費	<p>①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、企業において適切な母性健康管理が実施されるように周知広報する情報サイトの運営等を行う。また、従来別個にあった母性健康管理の情報サイトと働く女性の健康全般に係るサイトを統合し、予算規模を縮小している。</p> <p>②全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。</p> <p>③雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するシステムの運用、改修等に関する事業を実施する。</p>	<p>令和3年度においては、母性健康管理推進支援事業におけるメール相談のアンケート回答者のうち、役に立ったと回答した者の割合が目標の95%に対し、93.1%と目標を達成できなかった。その原因としては、相談件数200件のうち、アンケートの回答数が58件と少なく、<u>回答への満足度を正確に把握できるものではなかった</u>ことがあげられる。令和4年度においては、<u>メールによる相談について、的確な回答ができるよう改善を図るとともに、回答への満足度を正確に把握できるよう、アンケートの実施方法の見直し等を行う。</u></p> <p>令和5年度においては、①における女性労働者の特性に見合った健康管理対策(特に母性健康管理)を引き続き推進していく。②は廃止する。③については、システム稼働に関する必要経費を整理し、減額要求を行うこととした。</p>	415,649	231,039

母性健康管理等推進支援事業

令和5年度概算要求額 54,921千円 (55,597千円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加している中、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置が事業所内で適切に実施されることが必要であり、母性健康管理措置について、事業主及び労働者に対して継続的な周知が必要である。

また、女性の活躍推進を図るためには、妊娠中又は出産後の女性労働者に限定することなく、女性全体が健康で働き続けられるよう支援が必要であり、女性労働者に特有の健康管理に係る諸問題についても、事業主や女性労働者等の理解を深めていくことが重要である。「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においても、働く女性の月経や妊娠・出産、更年期障害等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぐ支援を求められている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

母性健康管理等に関する周知啓発及び専用サイトの運営（委託事業）

民間団体等

検討委員会の開催

- 女性労働者の健康管理、特に月経、更年期障害等に関する事業所における必要な支援等の内容、情報提供や周知啓発の方法を検討する。
 - ・年3回開催

セミナー・研修会の開催

- 企業の人事労務担当者等を対象として、母性健康管理をはじめとする働く女性の健康管理、ストレス対処等に必要な知識を付与するための研修会を開催し、各企業の取組等の事例を収集する。
 - ・年3回開催

働く女性の健康応援サイト等による周知啓発

- 企業や働く女性に対して、母性健康管理にとどまらず、検討委員会で検討した新たな課題に対応する情報を提供する専用サイトを運営する。
 - 〈サイトの内容〉
 - ・事業主や全国の女性関連施設等向けの研修用の教材・動画の配信
 - ・母性健康管理、月経・更年期障害等に関するメール相談の実施
 - ・事業所における具体的取組の好事例の掲載
 - ・母性健康管理指導事項連絡カードの内容等に関する情報提供等
- 企業向け、女性労働者向けの周知啓発資料を作成・配布する。

(参考) 母性健康管理措置に関する法制度について

労働基準法（母性保護）

- 産前産後休業（労働基準法第65条第1項、第2項）
- 妊娠中の軽易業務への転換（労働基準法第65条第3項）
- 妊産婦等の危険有害業務への就業制限（労働基準法第64条の3）
- 生理休暇（労働基準法第68条）

男女雇用機会均等法（母性健康管理）

- 妊娠中の健康診査等の受診に必要な時間の確保（12条）
- 妊娠中又は産後1年以内における健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするための勤務時間の変更など必要な措置（13条）

雇用環境・均等行政情報システム

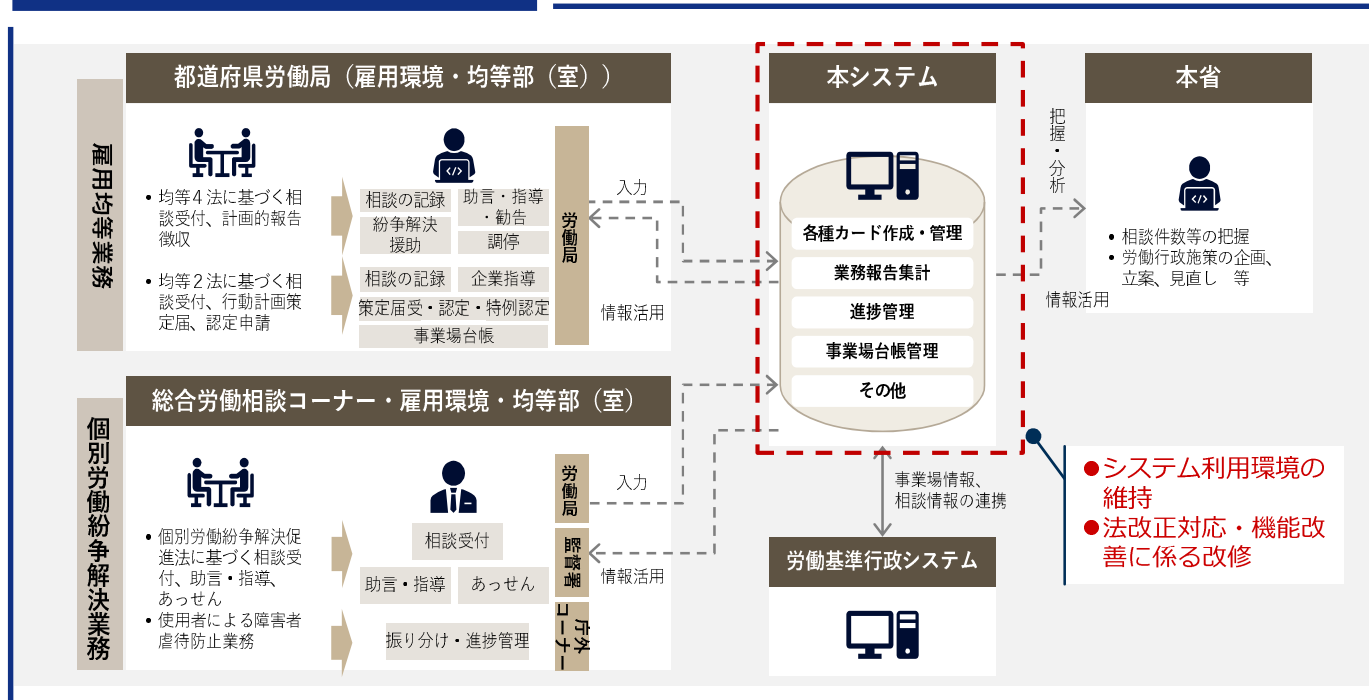
令和5年度概算要求額 265,788千円 (401,630千円) ※ ()内は前年度当初予算額
うち労災勘定 16,748千円、雇用勘定 249,040千円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○	○		

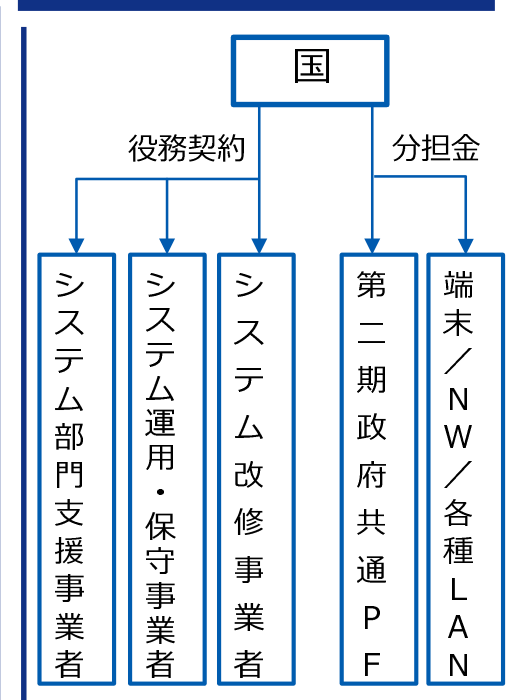
1 事業の目的・概要

- 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行う、職場における男女差別、仕事と育児・介護の両立、パートタイム労働者と正社員の均衡待遇確保、女性の活躍促進の問題等に関する、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における各種業務処理の効率化及び高度化を図る。
- 具体的には、令和4年2月に運用を開始した「雇用環境・均等行政情報システム」（以下「本システム」という）について、システム利用環境（端末、ネットワーク等）の維持のほか、本システムの安定的運営のための運用・保守、今後見込まれる制度改正への対応や機能改善のための改修等を行う。

2 スキーム



3 実施主体等



【C評価の事業で、減額要求を行っているもの】 ※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和5年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
16	16	C	安全衛生啓発指導等経費	<p>・事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等の実施や災害防止活動を効果的に促進させるため指導等を行う。</p> <p>・「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条ただし書に規定する指定機関として、登録教育機関の自主的な情報提供等に基づき登録教育機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。また、労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。</p>	<p>技能講習の帳票データの受付数について、帳票データは登録教育機関からの任意提供のため、受動的な動きとなっていたことから目標を未達成となった(帳票データの受付数が目標に達しなかった要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べ、技能実習の受講者数が減少し技能講習の帳票データの母数自体が減少したことが挙げられると考えられる)。また、ホームページのアクセス件数が目標件数に達しなかった要因としてホームページの周知等が十分ではなかったことが挙げられる。なお、令和元年度及び2年度のうち特定の期間(令和2年1~7月)に、海外からツールを用いて行われたと考えられるアクセスが集中したこと等の外的要因の影響でホームページのアクセス件数が極端に多くなった。令和3年度の目標は、当該海外からのツールを用いて行われたと考えられるアクセス件数も含めて算出しているため、高い目標設定となっていたことも目標未達成の要因と考えられる。令和3年度はこのような影響がなく、アクセス数が以前の水準に戻っており、アクセス件数増大の影響がなかった平成30年度の実績は上回っている。以上2点の要因によりC評価となった。</p> <p>帳簿の受付数を増加させるため、登録教育機関への周知を徹底し、「見える」安全活動コンクールについては月別に見ても「職場のあんぜんサイト」へのアクセス全体の約1割のアクセス数を維持しているため、さらにアクセス数が増加するようホームページの見やすさの観点などで修正を行う。</p> <p>また、「職場のあんぜんサイト」事業は令和4年度限りの事業とし、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に本事業の運営を移管し、災害情報の一元的な管理及び分析を行うことで、効率的な情報発信を図る。</p> <p>令和5年度要求に当たっては、「職場のあんぜんサイト」事業の移管に当たった内容見直し等、財政状況を勘案し、当該年度で真に実施が必要な事項に厳選をした減額要求を行うこととした。</p>	1,231,356	907,346
17	17	C	職業病予防対策の推進	<p>① 東電福島第一原発における廃炉等作業に従事する方のための健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施する。</p> <p>② 眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。</p>	<p>① 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、東電福島第一原発の廃炉等作業員向け健康相談窓口及び労働衛生担当者向けの研修会の開催回数が目標を下回ったため、B評価となった。令和4年度は、健康相談窓口についてはリモート形式で対応可能なものはリモート形式で対応できるようにするとともに、研修会についてはウェブ形式を一層活用する。</p> <p>② 令和3年度は、本事業の支援の主たる対象の規模となる医療機関にあっては新型コロナウイルス感染症への対応のため、個別支援の辞退等が相次ぎ、支援を実施する件数が目標を下回り、好事例として選定した件数も目標を下回ったことから、C評価となった。令和4年度は、より手軽に相談できるような支援手法を望む声があることを踏まえ、個別支援(件数を削減)を一部代替する手段として、ウェブやSNSを活用し、質問・回答の場を充実させるとともに、事業に参加する医療機関の取組状況を共有する。</p> <p>令和5年度予算については、②はこれまで行ってきた伴走型の個別支援はとりやめて、ウェブ等を活用した相談対応とするほか、執行実績等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	472,426	428,125
42	43	C	個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業	<p>個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。</p> <p>①総合労働相談窓口の運営</p> <p>②個別労働関係紛争の自主的解決の援助</p> <p>③都道府県労働局長による紛争解決の援助</p> <p>④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実</p> <p>⑤多言語相談支援</p>	<p>個別労働紛争対策費については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が様々な業種に長期間及び、企業の経営状況の厳しさが増す中、コロナ禍前に比べて助言・指導が受け入れられず、目標値(助言・指導の実施による紛争の解決率50%以上)をわずかに0.6ポイント下回ったためC評価となったが、本事業においては助言・指導等により紛争の解決や改善が図られることが重要であることから、労働相談のワンストップサービスに不可欠な総合労働相談窓口の体制を縮小するのではなく、令和4年度の目標を「助言・指導の実施による紛争の改善率60%以上」に見直しの上で、当該目標の達成を目指すとともに、助言・指導に際し、引き続き、各種支援策の紹介等による事業主の支援に取り組むこととした。</p> <p>また、多言語相談支援事業については、令和3年度において、コロナ禍により、新規に入国する外国人労働者が著しく減少し、総合労働相談コーナーを利用する労働者のうち、同伴する通訳者の伝手が無い等により通訳を必要とする外国人が減少したこと等により、多言語コンタクトセンター又は多言語音声翻訳アプリケーションの利用に至らなかったため目標を達成できず、C評価となった。</p> <p>令和5年度概算要求については、執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	1,570,561	1,513,430

安全衛生啓発指導等経費

令和5年度概算要求額（労災勘定） 907,346千円（1,231,356千円） ※（）内は前年度当初予算額

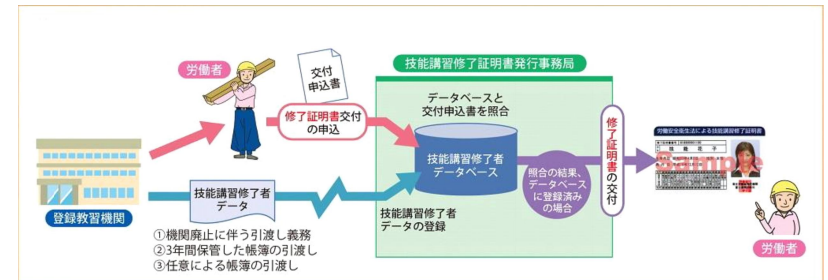
労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条ただし書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。
- 労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。

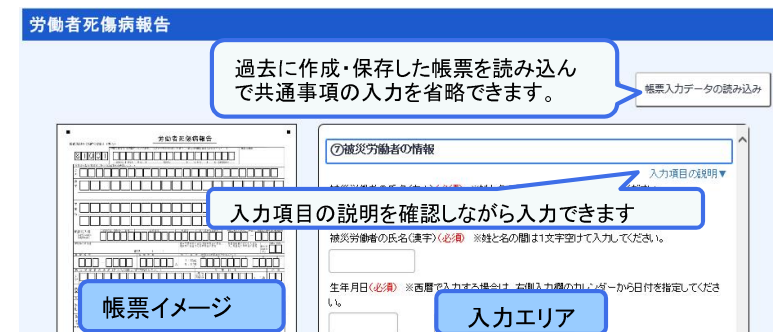
2 事業の概要・スキーム

- 技能講習修了証明書発行等一元管理事業（実施主体：委託事業）
 - ・ 登録教習機関から技能講習修了者データを引継ぎ、一元管理する。
 - ・ 労働者等からの申請に応じ、技能講習を修了したことを証明する書面を1枚に統合して交付する。
 - ・ 令和4年度中に構築する技能講習修了証明書発行の電子申請機能の運用を行う。



- 届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスの運営・保守等事業（実施主体：委託事業）

- ・ 令和4年に労働者死傷病報告等の電子申請義務化の省令改正を実施予定。本改正に伴い
- ・ 現行の帳票の差し替えに係る改修
- ・ 電子申請を行うためのe-govとの連携のための改修を実施



東電福島第一原発の緊急作業従事者等に対する健康管理対策

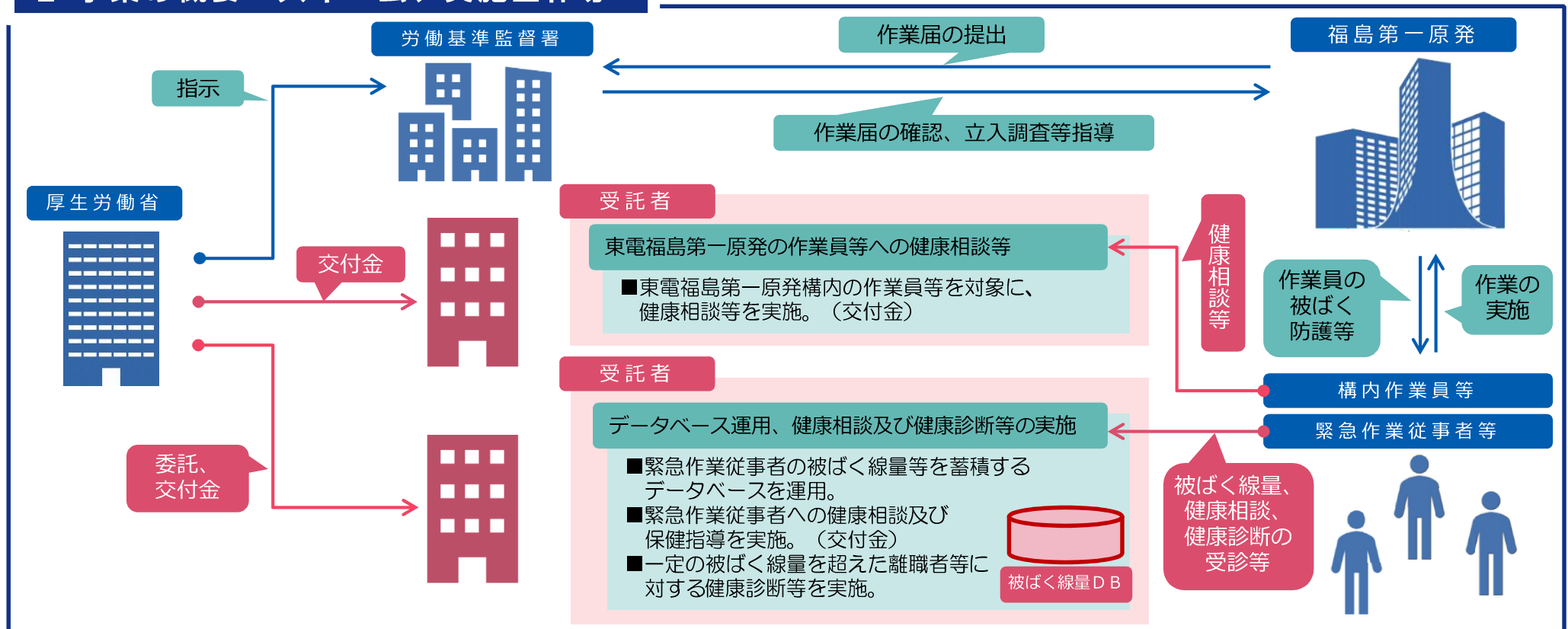
令和5年度概算要求額 **389,795千円** (416,736千円) ※ () 内は前年度当初予算額
 労災勘定389,795千円 (416,736千円)

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日制定、平成27年8月31日改訂)を受け、東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業従事者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積するデータベースを構築したところであるが、今後もデータベースを適切に運用し、当該労働者からのデータ照会や、健康相談及び保健指導に活用する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



福島第一原子力発電所で働く皆様へ

「健康情報ひろば」からのお知らせ

労働者健康安全機構では東京電力福島第一原子力発電所構内に健康支援相談窓口を開設し、第一原発で働く全ての方(事業者、作業員等)の健康相談を専門の医師や保健師が**無料**で実施しています。



公式HP

詳しくは公式HPをご覧ください



主な健康相談

健康診断実施後の**就業判定**を行います。

有所見項目の**保健指導**

健康のお悩み・持病を抱えて不安などの**相談**

健康をテーマに**セミナーを開催**(事業所に専門医を派遣し出前出張講座を行います)
 セミナー事例 : ウィルス感染症対策、管理監督者のメンタルヘルス、コンビニ・外食の上手な組み合わせ等 **※随時受付けております。電話でご相談ください。**

出張相談日時 (4月～6月分)

4/5(火) 10:00～14:00	5/10(火) 10:00～14:00	6/3(金) 10:00～14:00
4/8(金) 10:00～14:00	5/13(金) 10:00～14:00	6/10(金) 10:00～14:00
4/14(木) 10:00～14:00	5/19(木) 10:00～14:00	6/16(木) 10:00～14:00
4/21(木) 10:00～14:00	5/24(火) 10:00～14:00	6/24(金) 10:00～14:00
4/28(木) 10:00～14:00	5/31(火) 10:00～14:00	

相談場所 協力企業棟2階 健康情報ひろば

予約・受付 事前予約をお勧め。当日受付も可能。

予約申込先 **通話料 無料** **0120-631-637**
 (受付時間: 平日 9:00～17:00)



独立行政法人 労働者健康安全機構
福島産業保健総合支援センター

「東電福島第一原発における健康管理の体制整備事業」
 福島産業保健総合支援センターサテライトオフィス

(令和4年4月)

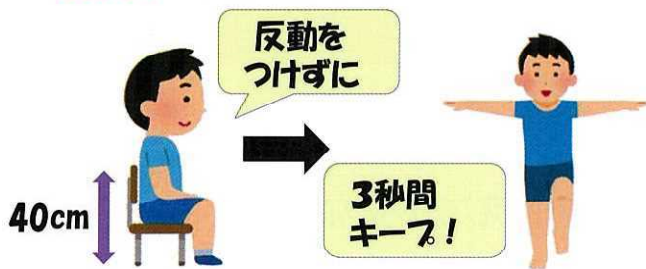
あなたの“足腰”は大丈夫？

現在の超高齢社会のなかで筋肉・骨格などの運動器疾患が急増しており、その多くは歩行・移動の障害を引き起こして、要介護の主な原因のひとつとなっています。

今回は加齢に伴う筋力低下や骨粗しょう症などにより、運動器障害が生じて寝たきりのリスクが高い状態をさす「ロコモティブシンドローム」についてお伝えします。

“ロコモ”を知っていますか？

問 あなたはイスから
片足で立ち上がれますか？



ロコモ = ロコモティブシンドロームとは…

骨・筋肉・関節などに障害が起こり、「立つ」「歩く」といった日常生活に必要な機能が低下している状態のこと

2007年日本整形外科学会

ロコモ度1-1)立ち上がりテスト:片脚で40cmの高さから立てないものの有病率(%)

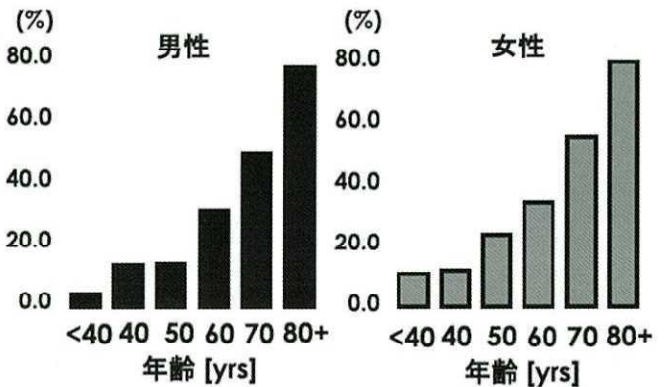


図:「4. ロコモティブシンドロームの臨床診断値と有病率 図 1-1)」吉村 典子, 日老医誌 2015;52:350-353. より抜粋

“ロコモ”の原因はさまざま

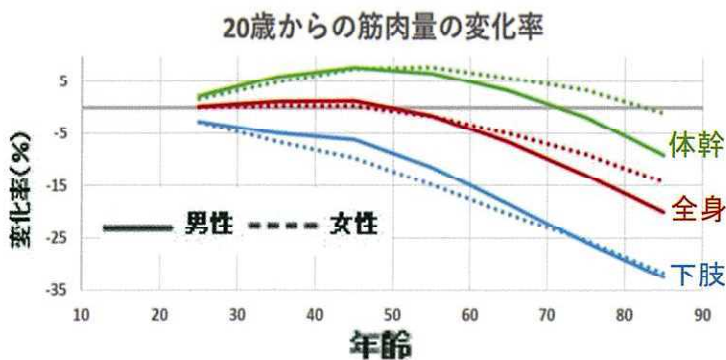


図:「日本人筋肉量の加齢による特徴」谷本 芳美ら, 日老医誌 2010;47:52-57. のデータを一部改変

・下肢の筋力は40代から大きく低下！
骨粗しょう症や腰ひざの病気も原因のひとつ



・牛乳・チーズなどの乳製品だけでなく、小松菜のおひたしや豆腐などもカルシウム量が豊富で骨粗しょう症予防にGood！

ロコモ対策！

- ★買い物ついでにウォーキング・テレビを見ながらストレッチ。激しいスポーツではなく、日常生活に**プラス10分**の動きを！
- ★卵・肉・魚など筋肉をつくるたんぱく質もしっかりとろう
- ★足腰の筋トレを実践・継続してみよう！

片足立ち



左右で1分ずつ
1日3回

スクワット



ヒザが前に出ないように

深呼吸のペースで
5-6回を1日3回

放射線業務における有効な被ばく線量低減対策の普及

令和5年度概算要求額 **27,283千円** (49,704千円) ※ ()内は前年度当初予算額
 労災勘定27,283千円 (49,704千円)

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

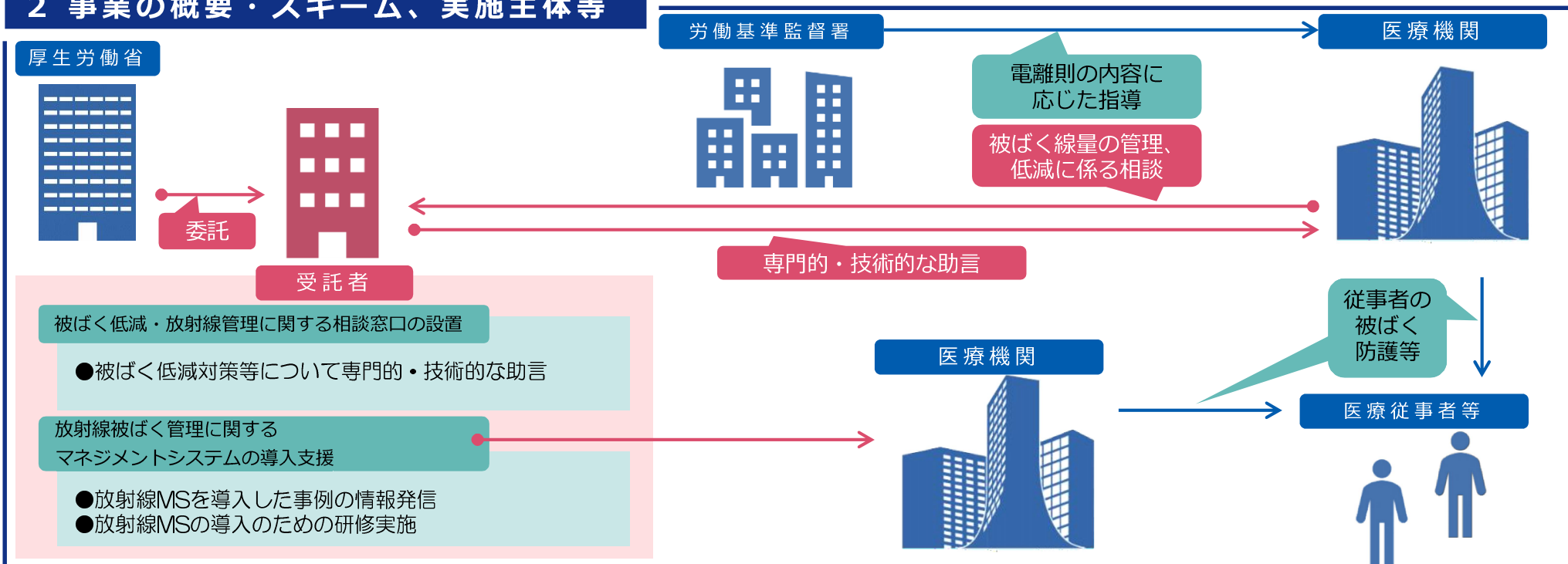
1 事業の目的

平成23年になされた国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を取り入れ、眼の水晶体の被ばく限度を大幅に引き下げる改正電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という。)が令和3年4月から施行された。

画像下治療など放射線を利用した診療の需要が高まっている医療分野では、これらの診療に従事する医師等の医療従事者の被ばく線量が他の産業分野と比べて高いものの、被ばく線量を低減するために医療従事者を柔軟に増員することは困難な場合がある。医療現場においては、被ばく線量の測定が適切になされていないなど、組織的な被ばく管理が十分でない事業場が少なくないことも指摘されている。

このため、医療従事者が眼の水晶体に受ける被ばく線量を低減するための具体的な管理手法を普及させていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



個別労働紛争解決制度の枠組み

令和5年度予算要求額 3,100,896千円 (3,207,803)

一般会計 77,659千円 (80,472)

労災勘定 1,511,628千円 (1,563,675)

雇用勘定 1,511,609千円 (1,563,656)

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置 | 全国379か所

令和3年度 総合労働相談件数 **124万2,579件**

うち、
※1 ○法制度の問い合わせ (83万8,913件)

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの (17万70件)

○民事上の個別労働紛争相談件数 (28万4,139件)^{※2}

内訳
① いじめ・嫌がらせ …… 86,034件
② 自己都合退職 …… 40,501件
③ 解雇 …… 33,189件

情報提供
連携

関係機関

- 都道府県
・労政主管事務所、労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

取次ぎ

労働基準監督署

公共職業安定所
雇用環境・均等部 (室)

関係法令に基づく行政指導等

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

○申出件数 (8,484件)

内訳
※1 ① いじめ・嫌がらせ … 1,689件
② 労働条件の引下げ … 816件
③ 自己都合退職 …… 771件

・話し合いの促進
・解決の方向性
示唆

○処理件数 (8,466件)^{※3}

助言・指導の実施 (8,159件)
取下げ (161件)・打切り (118件)
その他 (28件)

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (3,760件)

内訳
※1 ① いじめ・嫌がらせ … 1,172件
② 解雇 …… 743件
③ 雇止め …… 373件

あっせん委員
(弁護士等)に
よる紛争当事者
の合意形成

○処理件数 (3,819件)^{※3}

合意の成立 (1,263件)
取下げ (173件)・打切り (2,360件)
その他 (23件)

申請

※1 1回で複数の内容にまたがる相談、申出、申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 令和2年6月の改正労働施策総合推進法の一部施行に伴い、大企業についての同法に規定する職場におけるパワーハラスメントに関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問合せ」や「労働基準法等の違反の疑いのあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争(のいじめ・嫌がらせ)」の相談件数には計上されていない。

<参考> 令和3年度における同法に関する相談件数等：相談件数：23,366件、紛争解決の援助申立件数：401件、調停申請受理件数：195件

※3 それぞれの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進

令和5年度予算要求額 3,604 (13,772) 千円

労災勘定 1,802 (6,886) 千円

雇用勘定 1,802 (6,886) 千円

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーでは、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等を実施している。

昨今、外国人労働者の増加や多国籍化に伴い、多様な言語による相談に対して的確に対応するニーズが高まっていることから、13か国語（日本語を除く）による電話通訳サービスである「多言語コンタクトセンター」を全ての雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーで引き続き活用することにより、多言語対応力を強化する。

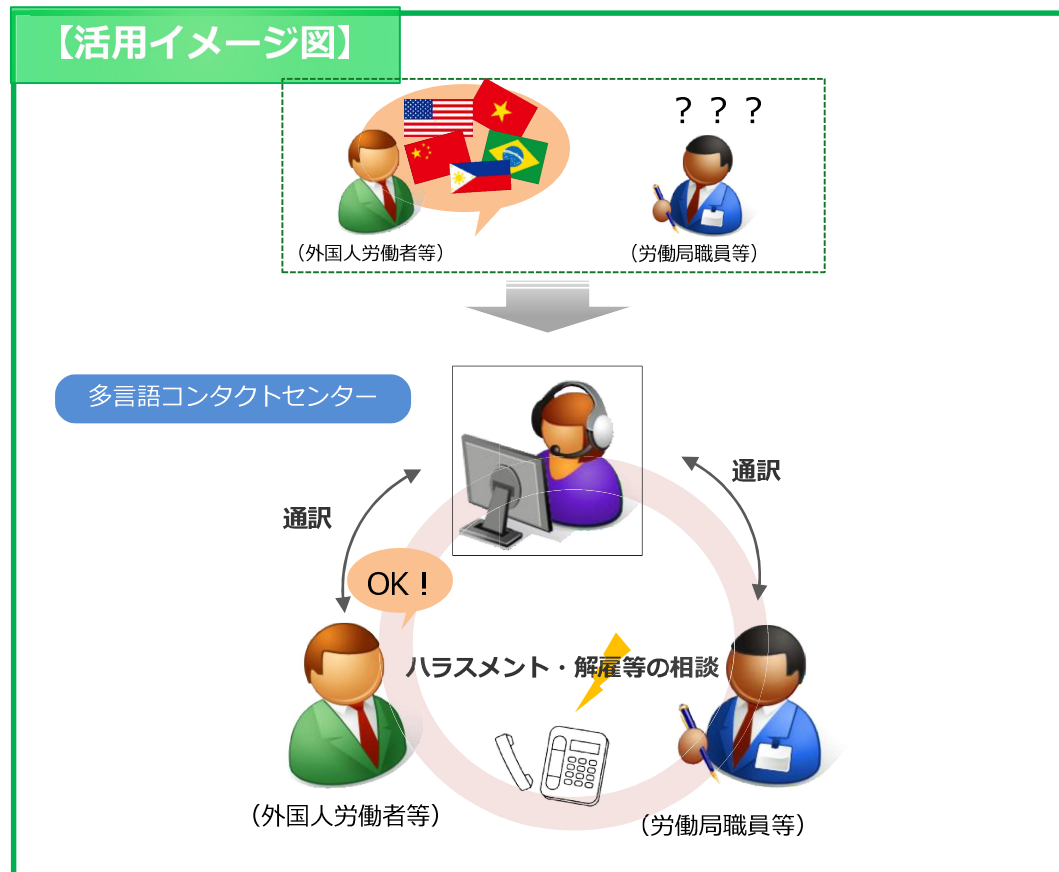
■ 業務内容

〈多言語コンタクトセンター〉

- ・ 電話通訳による職員及び外国人労働者間のコミュニケーションを支援。
- ・ 職員の依頼に基づく簡易な文書翻訳支援。
- ・ 対応外国語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

* サービス提供時間：平日 8:30～17:15

【活用イメージ図】



【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和5年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
13	13	B	労災特別介護施設運営費・設置経費	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。	令和3年度について、アウトカム指標は達成することができたものの、アウトプット指標については、死亡や長期入院等による退去者数が新規入居者数を上回ったこと、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を受け、入居希望者から入居の延期又は入居のための対面での面接調査等の延期の要望があったことや、短期滞在型介護サービスの利用者が減少したこと等により、目標を達成することができず、全体としてB評価となった。 令和4年度については、今後もオンラインでの面接調査を行うほか、令和3年度から新たな取り組みとしてはじめた医療ソーシャルワーカーを介した施設紹介を引き続き行っていくことで、改善を図っていく。 令和5年度概算要求においては、施設設置経費について、緊急性の高い修繕を優先する等必要な工事案件を精査して削減を行ったが、施設運営費について、近年の件費の増加や、経年劣化による備品更新に係る増額があり、全体としては増額要求となった。	2,161,540	2,231,883
31	31	B	家内労働安全衛生管理費	家内労働者の災害防止及び職業性疾病的の予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	令和3年度においては、家内労働者数の減少傾向に伴い、家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減っていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に基づく緊急事態宣言の発令等により対面での訪問指導が困難であったことから、B評価となった。 令和4年度については、感染対策をとりつつ引き続き対面指導への理解を得るよう粘り強く指導を促しつつ、家内労働者・委託者の長期的な減少傾向を踏まえた目標水準の見直しを行ったところである。 令和5年度概算要求においては、新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の改善を加味し、対面指導を増加させるべく必要経費を確保するため、増額要求を行った。	25,800	27,301
34	35	B	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、個別指導について一部の事業場でキャンセル等が発生し、指導件数が目標値に届かなかった結果、B評価となった。 一方で、労働災害防止対策には、個々の事業場の事情に応じた指導・助言が効果的であるため、少しでも多くの事業場で指導等が行えるよう、リモートによる指導に向けた環境整備を含め、感染症対策には留意しながら引き続き実施していく。 令和5年度概算要求については、既定経費は事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととしたものの、トンネル建設労働者健康管理一元管理システムで拡充要求、また、建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等の新規要求があるため、全体として増額となった。	2,510,782	2,549,416
35	36	B	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医の資質向上研修に対して助成する。	医師国家試験の合格率について、目標値(95%以上)に届かなかった(94.3%)ため、B評価となった。 成績下位者(国試不合格者)に対する重点的な教育支援等を行うことにより、学生全体の学力の底上げを図っていく。 令和5年度概算要求については、所要の見直し等により経費は削減しつつも、学生に貸与している修学資金の所要額が増額したことや、令和5年度完成予定となっている産業医科大学の産業医養成施設(急性期診療棟)に係る建設費及び機器整備に係る経費が増額しているため、全体として増額となった。	6,686,106	6,756,917

労災特別介護施設(ケアプラザ)の概要

令和5年度要求額(労災勘定) 2,231,883(2,161,540)千円

1. 背景・目的

- 労災年金を受給している労災重度被災労働者(傷病又は障害等級第1級から3級)は、全国で約21,500人に上り、このうち約15,000人が60歳を超えている。
 - これら労災重度被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難となり、介護に当たる家族介護者の肉体的・精神的負担は相当大きなものとなっている。
 - 労災重度被災労働者は一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、その傷病・障害の特性に応じた専門的な介護は施されていない現状にある。
- ⇒ こうした労災重度被災労働者の介護をめぐる環境等を十分踏まえ、傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。

2. 事業の内容

高齢化の進展等により在宅での介護が困難な労災重度被災労働者のための介護施設として、国が全国8カ所に設置し、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺等の労災特有の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。

※事業及び施設の運営は一般財団法人労災サポートセンターに委託(R2~R4の3カ年契約)

■施設

- 設置場所:北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本
- 敷地面積:約25,000㎡、延べ床面積約11,000㎡(8施設平均)
- 居室数(うち個室):約85(80)室(8施設平均) * 個室の広さは約30㎡
- 入居定員:100名(令和2年4月1日より北海道施設及び愛媛施設については、90名)

■入居要件

原則として、傷病等級又は障害等級が1級から3級の労災年金受給者(労災重度被災労働者)で在宅での介護が困難な者(障害等級4級程度の者でも、特例的に入居が認められる場合がある)

①介護サービス

■介護体制

- ① 看護師と介護福祉士が24時間体制で勤務し、食事介助、排泄介助、入浴介助など日常生活の介護を提供(24時間365日介護)
- ② 入居者の障害、傷病の状態に合わせて適切な介護とともに、身体機能維持のためリハビリ専門職(療法士)によるリハビリテーションを実施

■健康管理

月3~4回程度、医療コンサルタント(医師)による健康相談の実施

■施設利用料

年収や扶養家族の人数に応じ、月額3万3千円から25万8千円までの16段階に区分

例 年間収入430万円で配偶者のある方が個室入居の場合 月額12万8千円(日用品の購買費や診療費などは個人負担) * 県・市町村の負担金等は発生しない。また、介護保険適用対象外の施設であるため、入居者が年収に応じた入居費を支払うのみであり、入居者は介護保険料の納付は停止される

■介護費

労働者災害補償保険法で定める要介護障害程度区分

「常時介護を要する状態」にある者 ⇒ 171,650円、「随時介護を要する状態」にある者 ⇒ 85,780円

* 労働者災害補償保険に介護(補償)等給付の支給を請求することにより、後日、同額が支給されるため、入居者の実質的な負担はなし

②短期滞在型介護サービス

■短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者を介護をしている家族等が、病気、冠婚葬祭、旅行等のために一時的に介護ができなくなったときに、短期間、その家族等に代わって労災重度被災労働者に対して介護サービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、1日につき3,600円(食事代・消費税を含む))

■日帰り介護サービス

労災重度被災労働者に対し、日中の入浴、給食等の介護サービスを提供(利用料金は1日につき600円(食事代・消費税を含む))

■家族同伴短期滞在介護サービス

労災重度被災労働者とその家族が同伴し、在宅での生活において必要となる、日常生活動作、介護技術を習得するサービスを提供(1回の滞在期間は原則として9泊10日以内、利用料金は1名1日につき3,600円(食事代・消費税を含む))

家内労働対策の概要

令和5年度要求額 35,745千円（一般会計）8,444千円（労災勘定）27,301千円
（令和4年度予算額 29,883千円（一般会計）4,083千円（労災勘定）25,800千円）

- 家内労働は、我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っている。
- 厚生労働省では、**家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る**ため、**家内労働法**に基づき次の対策を推進している。

最低工賃の決定及び周知

- 工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃を決定
- 最低工賃新設・改正計画（3年周期）に基づき計画的に最低工賃を見直し
- 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底

家内労働手帳の交付の徹底 工賃支払の確保

- 委託者に対し、家内労働者への家内労働手帳の交付の監督指導等を実施
- 家内労働手帳の交付の徹底により、委託条件の明確化や工賃支払いを適正化

安全及び衛生の確保

- 危険有害業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者及び家内労働者等に対して、危害を防止するために必要な措置等についての指導を実施
- 危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防のため、委託事業として、災害防止対策好事例等の調査、セミナーの実施及びその好事例に関するハンドブックの作成・配布

その他

- 業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数等を把握する「家内労働概況調査」を毎年実施
- 委託者及び家内労働者の詳細な実態を把握、分析する「家内労働等実態調査」を3年ごとに実施

※ **家内労働者**とは、委託者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、**物品の製造又は加工等に従事する者**であって、常態として同居の親族以外の者を使用しない者をいう。
全国の家内労働者数：約9万7千人（令和3年度）

※ **委託者**とは、**物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者**等であって、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。
全国の委託者数：約7,100（令和3年度）

労働災害防止団体について

令和5年度概算要求額
 2,549,416千円 (2,510,782千円)
 労災勘定2,549,416千円(2,510,782千円)

	会長	設立年月日	令和5年度予算額 (労働災害防止対策費補助金)	根拠法
中央労働災害防止協会	十倉 雅和 (（一社）日本経済団体連合会会長)	昭和39年8月1日	872百万円	労働災害防止団体法
建設業労働災害防止協会	今井 雅則 (戸田建設(株)代表取締役社長)	昭和39年9月1日	1,137百万円	労働災害防止団体法
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	渡邊 健二 (NIPPONEXPRESSホールディングス (株)代表取締役会長)	昭和39年8月15日	205百万円	労働災害防止団体法
林業・木材製造業 労働災害防止協会	中崎 和久 (（一社）全国木材組合連合会代表理事会長)	昭和39年9月1日	171百万円	労働災害防止団体法
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	藤木 幸太 (藤木企業(株)代表取締役社長)	昭和39年9月1日	138百万円	労働災害防止団体法
船員災害防止協会	小島 茂 (（一社）日本船長協会会長)	昭和42年10月31日	26百万円	船員災害防止活動 の促進に関する法律

※令和4年4月1日時点

<中央労働災害防止協会>

- ・事業主、事業主団体が行う労働災害防止のための活動促進
- ・教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営
- ・技術的な事項についての指導及び援助
- ・機械及び器具についての試験及び検査
- ・労働者の技能に関する講習
- ・情報及び資料の収集及び提供 等

<業種別労働災害防止協会>

- ・労働災害防止規程の設定
- ・会員に対する労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助
- ・船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進 等

集団指導・個別指導について

労働災害防止団体法、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき選任された安全管理士及び衛生管理士が、事業場の事情等に即した労働災害防止に係る技術的な助言・支援を行うことで、労働災害の防止に寄与している。

1. 設立経緯・目的

- 労働安全衛生法の制定(昭和47年)により、産業医制度が職場の健康管理の中核として位置づけられ、質の高い産業医を養成するための対策(産業医科大学の創設(昭和53年1月))がとられていた。
- 上記に加え、産業医学の振興には、関心のある医師等に対し、産業医学情報の提供、研修、研究への助成等が必要になることに鑑み、**産業医学の振興と職場における労働者の健康管理の充実に寄与することを目的**として設立(昭和52年12月)。

【所在地】: 東京都千代田区神田(※平成24年4月より財団法人から公益財団法人へ移行。)

【職員(定員)数】: 11名 ※令和4年4月1日時点

2. 主な業務

- **【補】産業医科大学助成**: 産業医科大学の運営に対する経費を助成
- **【補】産業医科大学修学資金貸与**: 産業医科大学の学生を経済的に支援
- **【補】産業医学情報の提供**: 産業保健関係者に対する産業医学情報の普及・情報の提供(産業医学定期誌の発行)。
- **【補】産業医学研修**: 産業医の資質向上を目的とする研修を都道府県医師会、日本歯科医師会に委託。
- **講習会の実施**: 日本医師会認定産業医制度の「生涯研修」に必要な単位(20単位)を一括取得できる講習会を実施。
- **調査研究**: 産業医等が行う調査研究に対する助成

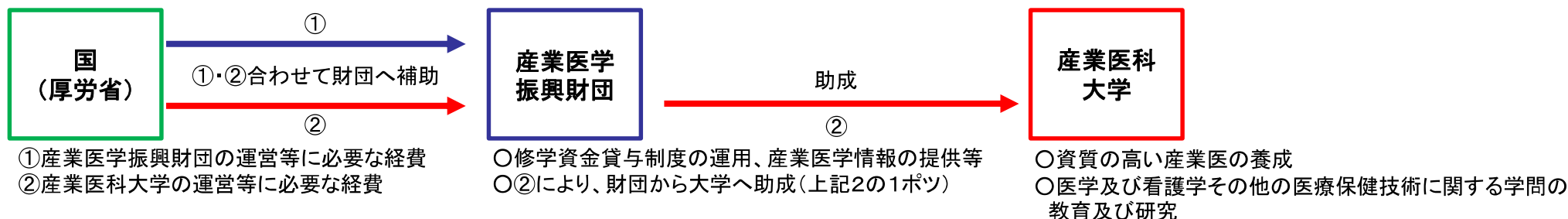
※「【補】」の事業が補助金交付対象事業。それ以外は財団が独自(自前)で実施している事業。

3. 予算(産業医学助成費補助金)

- 令和5年度予算額 1,889百万円(前年度 1,772百万円)

※財団運営に係る人件費(役員除く)、管理費、修学資金貸与の原資。産業医科大学への助成分の予算は別途措置あり。

4. 補助金の流れ



学校法人 産業医科大学について

1. 設立経緯・目的

- 労働安全衛生法の制定(昭和47年)により、一定規模以上の事業場に労働者の健康管理を担当する産業医の選任が義務付けられ、労働衛生管理に精通した産業医の確保が緊急の課題となったことから、産業医学の振興や資質の高い産業医を養成する大学として設立(昭和53年1月)された。
- 産業医科大学は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与することを目的として、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行っている。

2. 大学組織(学部、大学院)

	医学部(昭和53年4月開学)	産業保健学部(平成8年4月開設)	大学院(昭和59年4月開設)
募集定員	105人	看護学科:70人 産業衛生科学科:20人	医学専攻(博士):40人 産業衛生学専攻(博士):前期10人、後期5人 看護学専攻(修士):5人
修業年限	6年	4年	医学専攻:4年 産業衛生学専攻:前期2年、後期3年 看護学専攻:2年

【所在地】:福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

【職員(定員)数】:342名(教員280名、職員62名)※令和4年4月1日時点

3. 産業生態科学研究所

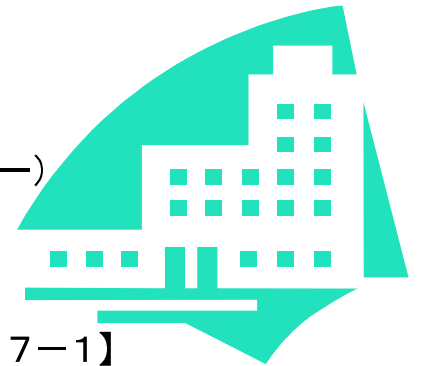
- 産業医学を専門的に研究・教育するための大学附置研究所(昭和61年4月設置。12研究室・1センター)

4. 病院

- 大学病院(昭和54年7月開院、病床数678床・22診療科)【所在地:大学と同じ】
- 若松病院(平成23年4月開院、病床数150床・16診療科)【所在地:福岡県北九州市若松区浜町1-17-1】
※ 産業医に求められる特殊な臨床能力(緊急時の初期対応や産業災害への対応)を養う教育現場となる、産業医養成施設(急性期診療棟)を、H30~R5年度までの6カ年計画で現在建設中。【所在地:大学敷地内】

5. 予算(産業医学助成費補助金)

- 令和5年度予算額 4,867百万円(前年度4,914百万円) ※大学運営に係る人件費(役員除く)、管理費、施設整備を補助



【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和5年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
7	7	B	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見だし、診断等における技術水準の向上を図る。	<p>本事業は、当該テーマを研究している研究者が国内に少なく、結果として、公募数が少なくなり目標に及ばず、B評価となった。</p> <p>評価委員会において、一定の評価を得た研究計画の実施及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施、並びに、行政ニーズに即応した研究テーマのみならず、将来の労災疾病分野の研究者の育成の観点等も視野により幅広い学術分野の研究テーマも設定し、広く研究者を募る。</p> <p>令和5年度予算については、事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	954,763	906,977
19	19	B	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場からの喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導等を実施するとともに、喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	<p>令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、専門家による実地指導の件数及び既存飲食提供施設を対象とした受動喫煙防止対策助成金の申請件数が目標を達成できずB評価となった。</p> <p>令和4年度については、事業者に対して電話相談、WEB開催を含めた対面によらない説明会等を行うこととした。</p> <p>令和5年度予算については、事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	433,982	258,354
37	38	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。また、不妊治療と仕事との両立を支援するための休暇制度等の整備に向けた事業主向けセミナー、シンポジウムの実施、マニュアルの作成等を行う。	<p>令和3年度においては、働き方改革推進支援助成金の支給決定件数、働き方改革特設サイトのPV数、働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断等の診断結果件数が、アウトプット指標で定めた件数に及ばなかったことから、B評価となった。</p> <p>令和4年度においては、過去の支給実績等を踏まえ、一部コースの要件の見直し等を行い、加えて、「働き方改革推進支援センター」等で、助成金の活用に向けた周知を行っているところである。</p> <p>令和5年度概算要求においては、時間外労働の上限規制の適用猶予業種等(令和6年)への施行に向けて、引き続き、きめ細やかな支援等を行う必要があることから、「働き方改革推進支援助成金」については「適用猶予業種等対応コース」を新設し、増額要求を行ったが、「中小企業・小規模事業主等に対する働き方改革推進支援事業」については、適用猶予業種等である建設業等への専門的な支援を行う相談窓口の設置や各都道府県センターにてオンラインコンサルティングを行うことしつつ、必要となる謝金や旅費等を見直したことにより減額要求を行ったため、全体として減額要求を行った。</p>	9,925,470	9,676,367
43	44	B	雇用労働相談センター設置・運営経費	<p>国家戦略特別区域法第37条に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。)において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。</p> <p>なお、センターは、国家戦略特別区域法第8条に基づき各特区が作成する区域計画において、センターの設置が記載され、内閣総理大臣により認定された場合に設置されることとなるものである。</p> <p>(1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催</p>	<p>令和3年度においては、①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数②各センターにおける1ヶ月の平均相談件数が直近3年間の1ヶ月平均相談件数をそれぞれ下回ったことによりアウトプット指標が未達成となり、B評価となった。</p> <p>令和4年度においては、センターがメインの相談者とするベンチャー企業及びグローバル企業等からの相談獲得に向け、特区の関係自治体及び内閣府との定期的な意見交換等による連携強化を図りつつ、センターの更なる周知、コロナ等の状況に応じた相談体制の充実、効果的な方法でのセミナー実施に加え、センターでの好事例・対策をセンター間で共有・実施できるよう改善策を講じ、目標達成に努める。</p> <p>令和5年度概算要求においては、全体として執行実績等を踏まえ所要額を精査し、減額要求を行うこととした。</p>	297,480	296,933

労災疾病臨床研究事業費補助金について

令和5年度要求額(労災勘定) 906,975 (954,763)千円

趣旨・目的

多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病については、新しい知見を見いだす必要があるため、労災疾病としての診断等における技術水準の向上を図ることができるよう、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究等について、補助を行う。

研究概要

(1) 労災疾病臨床研究

- ・ 多くの労働現場で発生している疾病
- ・ 勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病
- ・ 今後、勤労者への健康影響が危惧される要因

早期の職場復帰の促進
労災認定の迅速・適正化等
に寄与する研究

(2) 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究

(3) 過労死等防止対策推進法に基づく調査研究 (指定型)

(参考) 予算の推移 (行政経費除く)

令和元年度予算額 :	1,110,683千円	12課題新規採択	
令和2年度予算額 :	1,110,683千円	7課題新規採択	
令和3年度予算額 :	1,046,141千円	13課題新規採択	(過労死等防止対策推進法に基づく調査研究含む)
令和4年度予算額 :	951,142千円	4課題新規採択	
令和5年度概算要求額 :	903,354千円	6課題採択予定	



実施方法

- 原則として一般公募により広く研究者を募り、複数年度にわたり研究を行うことが可能。
- 申請課題の採択、研究継続の可否、研究成果の評価については、外部有識者による評価委員会を設置し、専門的・学術的観点等から総合的な評価を行う。

職場における受動喫煙対策推進事業

(令和5年度概算要求額:258,354(433,982)千円)

(労災勘定:258,354(433,982)千円)

概要

- 職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務とされ、当該努力義務に基づく取組を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。
- 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止の義務化等が盛り込まれた改正健康増進法が令和2年4月より完全施行されているところであるが、経過措置により適用が猶予される既存の小規模飲食店(全飲食店の55%程度)などを中心に、積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対して国の援助を引き続き実施する必要がある。

受動喫煙対策推進助成金

- 喫煙室等を設置する事業場に対し、その費用の一部を助成する。

※助成率:2/3(主たる業種が飲食店以外の場合1/2) 助成上限額:1,000千円
※受動喫煙対策推進指導員を配置、助成金申請についての審査・支給事務の実施、助成金による設置後数年経過した喫煙室等の実地調査等を行う。

受動喫煙対策推進支援業務

- 事業場からの空間分煙の実施のための個別相談対応や事業場での実地指導など、受動喫煙対策に係る周知広報を実施する。

厚生労働省

周知啓発

事務
委任

委託
契約

都道府県労働局
(助成金)

推進支援業務
事業受託者

喫煙室等
設置助成

相談対応
実地指導

事業者、労働者

労働者の受動喫煙を防止

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年
4月1日
施行

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

令和5年度概算要求額(労災勘定) 39,850千円 (39,844千円)※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療(生殖補助医療等)によって誕生する子どもも14.3人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができず、16%(男女計(女性は23%))の方が退職している。また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まっている。このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進することとする。

2 事業の概要・スキーム

I 専門家による検討委員会の開催

- ①不妊治療と仕事との両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
- ②不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査の企画、実施、調査結果のとりまとめ
- ③不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討 等

II 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。

III 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査

不妊治療と仕事との両立に係る諸問題を把握するため、企業及び労働者を対象に調査を実施する。
(平成29年度に委託事業により調査を実施しているが、令和4年度から不妊治療に保険適用がされたこと等を踏まえ、最新の实態やニーズを把握するために実施する。)

事業実績(令和3年度):セミナーに参加して「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合94.6%

3 実施主体

委託事業(民間団体)

参考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】
(不妊治療への支援より抜粋)
○不妊治療と仕事との両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する

長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

令和5年度要求額（労災勘定） 596,597千円（663,168千円） ※（ ）内は前年度当初予算額

労働基準局分 444,150千円（497,612千円）※⑥
 雇用環境・均等局分 152,447千円（165,556千円）※⑥以外

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに向けた社会的機運の醸成を図る。

改正労働基準法による時間外労働の上限規制を踏まえた企業の適切な対応への支援

年次有給休暇、特別休暇、選択的週休3日制等の好事例の収集・提供による休暇等の普及促進

企業への助言・指導等による働き方の見直しの支援及び大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業への「しわ寄せ」防止

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例を収集する中で、自民党一億活躍推進本部や骨太の方針で導入が提案されている選択的週休3日制を導入している企業の事例についても収集する。また、これらの好事例を周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業）。
 - 過労死大綱を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う（委託事業）。
- ※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数1,522,059件（令和3年度）

② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方普及のためのシンポジウムの開催等

- 過労死大綱や少子化社会対策大綱を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業）。

③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

- 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業）。

④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業）。

⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業）。

⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。
- 働き方改革推進支援助成金について、事業主に対し新たな成果目標に対する要望や、申請の際に労力を要した事項等のヒアリング等を実施し、更なる活用に繋がる取組等を実施。

年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

令和5年度概算要求額（労災勘定） 152,447千円（170,601千円）

※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」や「少子化社会対策大綱」等の政府目標で示された**2025年（令和7年）までに年次有給休暇取得率70%以上を達成**するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業（委託事業）

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

（1）年次有給休暇の取得促進

- 年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
 - ◇夏季、年末年始、ゴールデンウィーク
 - ◇年次有給休暇取得促進期間（10月）の時季を捉えた集中的な広報を実施
- ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施
 - ※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告 706箇所（令和3年度）

（2）特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業

「第4次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度（ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など）の普及促進を図るため、以下を実施する。

- 特別休暇の普及に向けた検討会の開催
- 特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすくまとめた事例集及びリーフレットの作成
 - ※特別休暇制度導入事例集制作部数 47,000部（令和3年度）
- 病気休暇制度及び犯罪被害者等休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

【年次有給休暇取得促進ポスター】

【特別休暇制度導入事例集】



拡
充

勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

令和5年度概算要求額（労災勘定） 68,445千円（56,832千円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバル制度導入が事業主の努力義務とされたところ（施行日：平成31年4月1日）。

また、令和3年7月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2025年（令和7年）までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「導入している企業の好事例や導入・運用マニュアルの周知」が盛り込まれた。さらに、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、働き方改革の推進として、「勤務間インターバル制度の普及を図り、長時間労働の是正を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知と併せ、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

第12表 勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均間隔時間

企業規模・年	全企業 ¹⁾	導入している	1企業平均間隔時間 ²⁾		
			(時間・分)	導入を予定又は 検討している	導入を予定はなく、 検討もしていない
令和3年調査計	100.0	4.6	10:57	13.8	80.2
1,000人以上	100.0	14.5	9:55	24.8	60.1
300~999人	100.0	7.7	10:14	21.1	71.1
100~299人	100.0	5.1	11:05	17.5	75.9
30~99人	100.0	3.9	11:11	11.6	83.1
令和2年調査計	100.0	4.2	10:46	15.9	78.3

注：1) 「全企業」には、「勤務間インターバル制度の導入状況」が「不明」の企業を含む。
2) 「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

【令和3年 就労条件総合調査】

○業種別導入マニュアルの作成

有識者検討会の結果を踏まえ、長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象にした業種別導入マニュアルを作成する。
※業種別導入マニュアルの作成部数（高齢者福祉・介護事業種版）48,000部（令和3年度）働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知

○シンポジウムの開催（新規）

有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。

○インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知

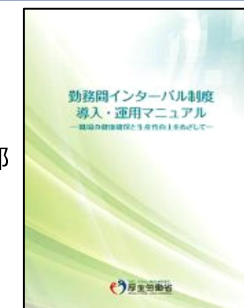
インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。

○雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発（新規）

事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。

○インターネット広告

勤務間インターバル制度導入のための方策や各種支援策等について、効果的に発信する。



<導入マニュアル（全業種版）>

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和5年度概算要求額 3,674,421千円 (4,375,432千円) ※ ()内は前年度当初予算額。労災・雇用折半。

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		

労災勘定 1,837,210千円 (2,187,716千円)

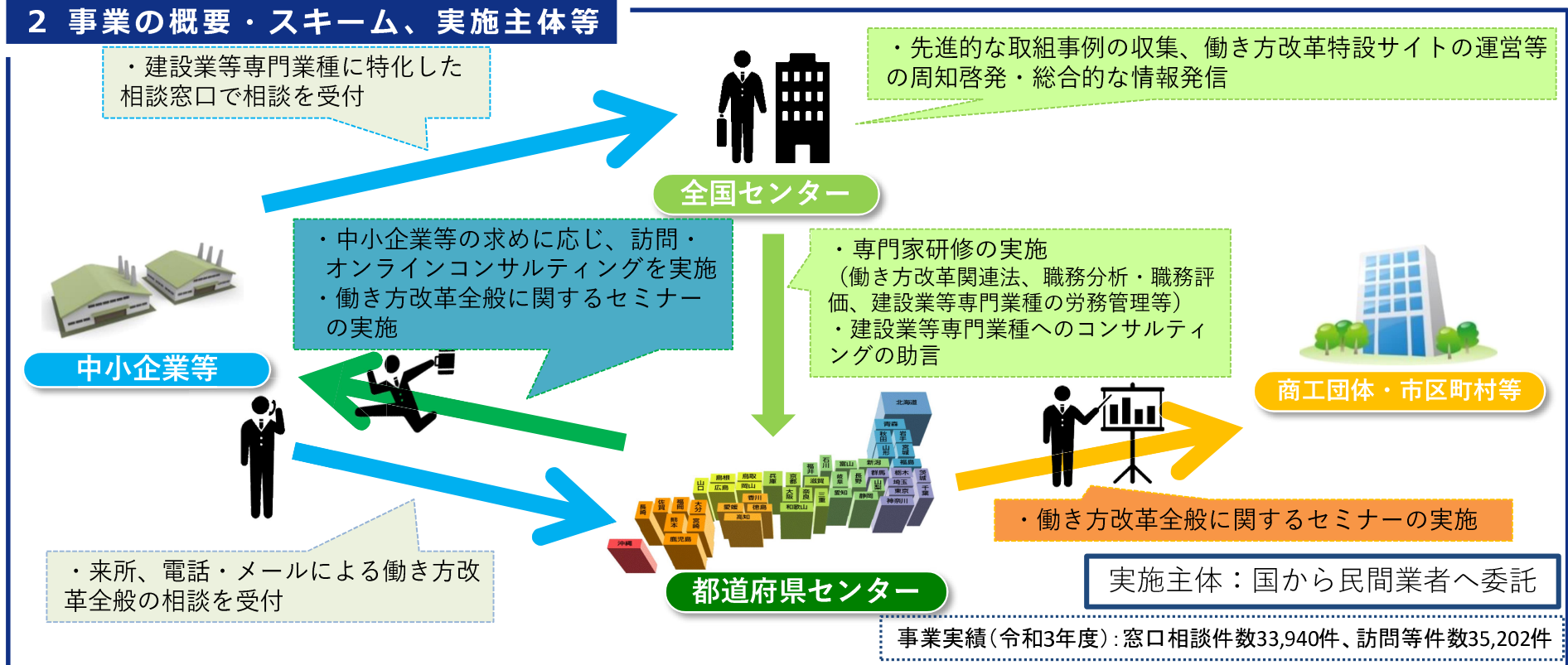
雇用勘定 1,837,211千円 (2,187,716千円)

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



働き方改革推進支援助成金

令和5年度要求額（令和4年度当初予算額）：6,839,052千円（6,602,458千円）

労災勘定：6,839,052千円（6,602,458千円）

コース名	支給要件				助成上限額	助成率	助成対象	賃金加算
適用猶予業種等対応コース （適用猶予業種等への上限制制の適用に対応するため、労働時間の短縮等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業 【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下： 250万円 ②月80H超→月60～80H： 150万円 ③月60～80H→60H以下： 200万円 【所定休日の増加】 4週4休から4週8休まで、1日増加することに 25万円 を支給	自動車運転の業務 【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下： 250万円 ②月80H超→月60～80H： 150万円 ③月60～80H→月60H以下： 200万円 【インターバル導入】 9H～11H： 100万円 11H以上： 150万円	医療に従事する医師 【36協定の見直し】 ①月100H超→月80H以下： 250万円 ②月90H超→月80H以下： 200万円 ③月80H超→月80H以下： 150万円 【インターバル導入】 9H～11H： 100万円 （※B.C水準はR5年度のみ） 11H以上： 150万円	砂糖製造業 【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下： 250万円 ②月80H超→月60～80H： 150万円 ③月60～80H→月60H以下： 200万円 ※（鹿児島県・沖縄県に限る）	費用の3/4を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 4/5 を助成	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等	賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に 15万円～最大150万円加算 【5%以上の場合は、 24万円～最大240万円加算 】	
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	助成対象の取組を行い、以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備				成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： 200万円 月80H超→月60～80H： 100万円 月60～80H→60H以下： 150万円 ② 50万円 ③ 25万円	合計は 275万円		
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること				勤務間インターバル時間数に応じて ・9～11H： 80万円 ・11H以上： 100万円			
労働時間適正管理推進コース （労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対し助成）	助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。				上限額： 100万円			
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること				上限額： 500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額： 1,000万円	定額	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等	なし

雇用労働相談センターの概要

令和5年度要求額 593,865 (594,959) 千円 労災勘定296,933 (297,480) 千円 雇用勘定296,932 (297,479) 千円

1 センター設置の根拠

◆雇用労働相談センターは国家戦略特別区域法第37条に基づき、内閣府、地方公共団体等により構成される国家戦略特別区域会議を経て設置されるものであり、**厚生労働省の委託事業により、内閣府及び地方公共団体と連携して事業運営を行うもの。**

◆国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定）（抄）新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、**「雇用労働相談センター」を設置する。**

2 令和4年度事業内容

- 設置場所 : 全国7か所の国家戦略特別区域内（令和4年4月時点）
- 対象者 : 新規開業直後の企業、グローバル企業等及びその労働者
- 目的 : 個別労働関係紛争の未然防止により、円滑な事業展開が図られるよう、各種サービスを提供

(1) 相談員による電話相談、窓口相談等の対応	日本の雇用ルール等に関する情報提供、一般的な相談に対応
(2) セミナーの開催	適正な労務管理や安全衛生管理に係る知識の習得を目的としたセミナーを開催
(3) 相談員による個別訪問	事業主の要望に応じ、企業の実態に即した適切な労務管理に係る個別訪問による相談対応を実施
(4) 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応	労務管理や労働契約が雇用指針に沿ったものとなっているか等の個別具体的な相談に対応

平成26～令和3年度

令和4年度

福岡市・関西圏・東京圏・新潟市・愛知県・仙台市・広島県・今治市雇用労働相談センター

(H26.11～) (H27.1～) (H27.1～) (H27.10～) (H28.4～) (H28.6～) (H28.10～)

雇用労働相談センターの新規設置
(自治体からの申請があれば検討)

【A評価の事業で、増額要求を行っているもの】

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
2	2	A	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に對し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。	一部支給要件が見直されたことにより、支給対象者の拡大が見込まれ、給付額が増える見込であることから増額とした。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。	3,427,493	3,430,069
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	297,779	301,317
14	14	A	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	成果目標を達成しているところであるが、労災指定医療機関への貸付が増加することが見込まれることから、当該補助事業について増額している。	2,576,084	2,915,432
15	15	A	過労死等援護事業実施経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 ①過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に開催) ③過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会及び過労死遺児やその親の育児の悩みをサポートするオンライン相談室を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	211,094	212,496
23	23	A	メンタルヘルス対策等事業	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供や、電話・メール等による相談、メンタルヘルス・シンポジウムの開催等を実施する。	成果目標を達成しているところであるが、個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働、メンタルヘルス対策が課題となっていることから、こころの耳におけるサービスの対象を個人事業主等の労災保険の特別加入対象者にも拡大するため、増額している。	232,261	301,059
26	26	A	建設業等における労働災害防止対策費	・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や研修会等を実施する。 ・建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施や建設現場における技術指導等を通し、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。	目標の達成状況を踏まえつつ、引き続き専門家による現場の調査・診断や一人親方等に対する安全衛生に関する知識習得等を支援するための巡回指導等を着実に実施するため、令和4年度と同水準の要求を行った。	209,577	209,666
30	30	A	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	トラック運転者の労働時間短縮に向けた運送事業者・荷主企業等に向けの相談センターの運営、事例収集及び周知用コンテンツ作成並びに、令和元年度に開設したトラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをバス・タクシー業も加えた自動車運転者全般向けのポータルサイトに拡充して運営、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示についての周知。	成果目標を達成しているところであり、自動車運転者の労働時間改善は喫緊の課題であることから、引き続き施策を継続する。なお、令和6年4月適用の自動車運転者の時間外労働上限規制と改正後の改善基準告示を事業者や労働者に加え荷主等にも広く的確に周知する必要があることから、周知費用やセミナー・相談センターの費用について増額している。	213,708	267,012
39	40	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	令和6年4月に施行される医師の時間外労働の上限規制について医療機関の円滑な対応を可能とするため、医師労働時間短縮計画の策定支援や年間を通じた特別支援などの支援の強化、また、上限規制の施行に当たっての緊急対策として、全国統一の相談窓口を設置するための増額要求を行った。	887,412	926,574

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
1	1	A	外科後処置等経費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	42,666	36,466
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	3,526,974	3,430,352
5	5	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	予算積算の見直しを行い、減額要求とすることとした。	496,004	494,470
6	6	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図る。 また、療養施設等の整備等を行う。	労働者健康安全機構の運営費については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。 施設整備費については、中期目標に基づき、施設等の状況から緊急性、必要性等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業年度毎に整備計画を策定している。 令和5年度要求に当たっては、財政状況を勘案し、当該年度で真に実施が必要な事項に厳選をした減額要求を行うこととした。	13,045,576	12,564,771
8	8	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	5,768	5,501
9	9	A	労災就学等援護経費	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,425,716	2,425,680

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
10	10	A	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	本事業については、令和元年度に一般競争入札を実施し、令和2年度から令和4年度までの3カ年契約を締結しており、当該契約の最終年度であることから、実績を踏まえ、減額要求した。	461,451	429,924
11	11	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日相当額を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,261	1,053
12	12	A	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	41,000	40,000
18	18	A	じん肺等対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。 ・石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、改正石綿則の周知広報や建築物の解体現場等における濃度測定等を行う。 	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,525,723	2,269,262
21	21	A	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施、また、副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組(一般健康診断やストレスチェックなど)に要した費用の助成等を行うなど、事業場の産業保健活動を支援する。	予算積算の見直しを行い、減額要求とすることとした。	4,573,072	4,302,127

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
22	22	A	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	<p>時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。</p> <p>36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。</p> <p>労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の作成等、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。</p>	<p>予算積算の見直しを行い、減額要求とすることとした。</p>	2,882,103	2,383,331
24	24	A	治療と職業生活の両立支援事業	<p>治療と職業生活の両立支援に係るポータルサイトの運営、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知するとともに、作成したガイドラインのコンテンツを拡充(労働者の申出から両立支援プラン策定までの個別支援に資するツール等の作成)することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。</p>	<p>予算積算の見直しを行い、減額要求とすることとした。</p>	120,523	115,082
25	25	A	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	<p>(1)職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的機運の醸成及び労使の取組支援を行う。</p> <p>(2)ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。</p> <p>(3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p>	<p>(1)(2)については、事業のスキームの見直しを行い、所要額を精査した結果、減額要求を行うこととした。</p> <p>(3)については、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、前年同額の要求を行うこととした。</p>	190,604	171,723
27	27	A	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進)	<p>・第三次産業における労働災害防止対策を進めるため、これまでに作成した各種労働災害防止対策のツールを活用した広報事業を実施するとともに、安全推進者を養成するための講習会等を実施する。</p> <p>・高齢労働者の安全衛生対策として、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナー等を実施するとともに、高齢者の労働災害防止等のため、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。</p> <p>・外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応、安全衛生に係る手引き等の作成、周知を行う。</p>	<p>①広報事業について効果的な周知ツール(動画配信等)の利用に絞ることで減額要求することとした。</p> <p>②外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応について、より効果的、効率的な相談体制を構築するため委託事業から労働局による対応とすることで委託費分の要求額を減額するとともに、必要な手引き等の作成をひととおり終えたことから、その作成費分の減額要求することとした。</p>	1,026,171	893,581

【A評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

(単位:千円)

令和4年度 PDCA 評価番号	令和3年度 PDCA 評価番号	令和3年度 評価	事業名	令和4年度事業概要	令和5年度概算要求への反映状況	令和4年度 予算額 (①)	令和5年度 要求額 (②)
28	28	A	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理したマニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。 また、林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等の巡回等を行う。	目標の達成状況を踏まえつつ、引き続き講習会の実施やチェーンソー取扱作業指導員による指導等を着実に実施するため、令和4年度と同水準の要求を行った。	23,809	23,809
29	29	A	機械等に起因する災害防止対策費	・スマート保安の推進のため、ボイラー等を対象とする性能検査について、FFS(供用適正評価)に基づく維持基準のあり方等の検討を行う。 ・構造規格への適合が義務付けられた機械等の安全性を確保するため、市場に流通している機械等の買取試験を実施する。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	669,854	646,647
33	34	A	外国人技能実習機構交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの)等を実施するための経費	外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査等を実施するために必要な経費を要求しているが、執行実績等を踏まえ、減額要求を行っている。	1,256,560	1,243,817
36	37	A	未払賃金立替私事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替私事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	未払賃金の立替私原資については、直近の立替私実績を基に必要な額を確保するとともに、引き続き、労働者とその家族の生活不安を迅速に解消するために、立替私の実施の迅速化のための対策を推進するため、所要額を精査の上、要求を行った。	20,809,331	10,172,089
38	39	A	テレワーク普及促進等対策	テレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下での良質なテレワークの普及・促進に取り組む。	令和5年度概算要求に当たっては、テレワークの普及が進んでいない業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施することとし、一層効率的・効果的な事業の実施を図るよう、事業の見直しを行い、執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、要求を行うこととした。	72,705	69,151
40	41	A	中小企業退職金共済事業経費	中小企業における退職金制度確立に向けて中小企業退職金共済制度への新規加入を促進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,559,613	1,480,385
41	42	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において労働政策に関する総合的な研究、労働に関する事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。 また、独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	中期目標に基づき経費節減を行うとともに、施設整備費は要求しないこととした。	126,102	126,050